# リアンレーヴ横須賀

有料老人ホーム兼(介護予防)特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

株式会社木下の介護

作成日 年 月 日

#### 1 事業主体概要

事業主体名	株式会社 木下の介護			
代表者名	代表取締役 佐久間 大介			
所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー29階			
電話番号/FAX番号	03-5908-1310/03-5908-2382			
ホームページアドレス	https://www.kinoshita-kaigo.co.jp/			
資本金 (基本財産)	1億円			
主な出資者(出捐者) とその 金額又は比率 ※1	株式会社木下グループ(100%)			
設立年月日	1995年10月26日			
直近の事業収支決算額 ※2	(収益) 39,066百万円(費用) 38,356百万円(損益) 710百万 円			
会計監査人との契約	無 ・ 有 ( )			
他の主な事業	介護保険指定事業(訪問介護、通所介護、居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)			

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率 を記入する。
- ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

#### 2 施設概要

2 加設恢安			
施設名		リアンレ	ーヴ横須賀
	類型		1 介護付(一般型・外部サービス利用型)         2 住宅型       3 健康型
	居住の権利形態		1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
入居時の要件		:	1 自立2 要介護3 要支援・要介護4 自立・要支援・要介護
施設の類型 及び表示事 項			1 横須賀市指定介護保険特定施設 (番号1471906527、指定年月日2017年4月1日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域 密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分		1 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制		3:1以上
	提携ホームの利用等		1 提携ホーム利用可(当社運営の施設)         2 提携ホーム移行型( )
開設年月日	開設年月日 2017年4月1		1日
施設の管理者	<b></b> 氏名	森下 博行	ī
所在地 神奈川県横		神奈川県横	黄須賀市米が浜通1-18-2

電話番号/FAX番号	046-827-620	1/046-828-32	270				
メールアドレス	reve-yokosu	ka@kinoshita-	-group.co.jp				
交通の便 ※3	京浜急行本線「横須賀中央」駅より徒歩8分						
ホームページアドレス	https://www	.kinoshita-ka	aigo.co.jp/f	acility/care_home/lien			
<b>ホームペーシ</b>	-reve_yokos	uka.html					
	権利形態 月	所有 ・ 借地	1				
	(借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約						
敷地概要 ※4	(借地の場合の契約期間) 年 月 日~ 年 月 日						
				有無) 無・有			
	敷地面積 m²						
		所有・ 借家					
				り・定期借家契約			
				日~2038年7月14日			
7.3.44.401 ===	·			有無) 無・有			
建物概要				<ul><li>準耐火・その他)</li><li>オープ・1 710 0 22)</li></ul>			
				ホーム 1,712.9㎡)			
		2008年 6月 3年 月					
				<ul><li>その他( )</li></ul>			
	居室総数	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>					
	居室総数 40室 定員 40人(一時介護室を除く)  (内訳)						
	(1 14/7)	居室定員	室数	面 積			
		個 室		室 18.33 m <sup>2</sup> ~ 20.00 m <sup>2</sup>			
		うち2人定	-	$\stackrel{\text{L}}{=}$ $\text$			
居室、一時介護室の概要	居室	2人部屋(相部	- '	$\stackrel{=}{\mathbf{E}}$ $\stackrel{=}{\mathbf{m}^2}$ $\stackrel{=}{\mathbf{m}^2}$			
771 10 17 10 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		人部屋(相部	· · · · ·	$\stackrel{-}{\boxtimes}$ $\stackrel{-}{\boxtimes}$ $\stackrel{-}{\boxtimes}$ $\stackrel{-}{\boxtimes}$			
	- L A	個 室	<u> </u>	$\stackrel{\sim}{\mathbb{R}}$ $\stackrel{\sim}{\mathbb{R}}$ $\stackrel{\sim}{\mathbb{R}}$			
	一時介護	2人部屋(相部	[屋] (1) (1)	$\stackrel{\sim}{\equiv}$ $\stackrel{\sim}{m^2}$ $\stackrel{\sim}{m^2}$			
	室 	人部屋(相部	7屋)	$\stackrel{\sim}{\mathbb{E}}$ $\stackrel{\sim}{\mathbb{E}}$ $\stackrel{\sim}{\mathbb{E}}$			
			•				
	<b>企</b> 告		設置階 2,3	, 4, 5階 ( 59. 46 m²			
	食堂		)				
			設置階 1階	大浴槽 ( 20.85 m²			
	  浴室   一船		)				
	111 = 71	XIII III		個別浴槽 ( 3.99 m²			
共用施設・設備の概要(設			)				
置箇所、面積、設備の整備	浴室(介 リフ	フト浴	設置階	( m²)			
状況等)	護浴槽)スト	レッチャー浴	設置階 1 階 ( 11.16 m²)				
7,02,47	便所		設置箇所 1,2,3,4,5各居室内に設置				
	洗面設備			2,3,4,5各居室内に設置			
	医務室(健康	管理室)	設置階 1階	( m²			
			)	mills - /			
	談話室	1.		, 4, 5階     ( 59. 46 m²)			
	面談室(応接	妾コーナー)	設置階 1	階 (6m²)			

	事務室	設置階 1階 ( 20,06㎡ )
	洗濯室	設置階 1,3,5階に設置 (6,45 m <sup>2</sup> )
	汚物処理室	設置階 2,4階 (3,5階洗濯室内)
	看護・介護職員室	設置階 2,3,4,5階各階ラウンジカウンター内
	機能訓練室	設置階 2,3,4,5階 ( 59,46 m <sup>2</sup> ) 他の共用施設との兼用 無・有 (食堂、談 話室)
	健康・生きがい施設	設置階 - ( m²)
	エレベーター ※5	1基(うちストレッチャー搬入可 1基)
	スプリンクラー	設置箇所 全館(居室・共用部・廊下 )
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.7m~1.875m)
	消火器	無・有
	自動火災報知設備	無・有
	火災通報設備	無・有
消防用設備等	スプリンクラー	無・有
	防火管理者	無・有
	防災計画 (水害、土砂災害 を含む。)	無・有
緊急通報装置等緊急連絡 ·安否確認	安否確認の方法・頻度等	ド設置箇所 堂、談話室等にナースコールを設置。 いたします(夜間時は3時間に1回以上
非常災害対策		がを定め、非常災害に関する防災計画を がため、定期的に避難・救出等の訓練を
同一敷地内の併設施設又		
は事業所等の概要 ※6		
有料老人ホーム事業の提		
携ホーム及び提携内容		

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算する こと。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは、標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により指定居宅サービス事業者等として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む。)は、その種類と事業所番号を記載すること。

## 3 利用料 ※7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8	前払い方式	月払い方式	選択方式	
----------	-------	-------	------	--

入院等による不在 利用料金(月払い		1 2 3	減額なし 日割り計算で減 不在期間が	或額 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
和田州人の地内	条件			地域の自治体が発表する消費者物価指数及 した上で所定の手続きに則り改定します。
利用料金の改定	手続き方 法		軍営懇談会を開作 にで改定を行いる	催し入居者及び身元引受人等の意見を聴い ます。

## (2) 前払い方式

(2) 則払い万式	
費用の支払方法 ※9	前払金等については、当社指定金融機関口座に入居時までに一括支払。指定口座からの引き落としの場合、施設利用費及び管理共益費の支払いについては、次月分の請求金額を当月27日(但し、休日の場合は翌営業日)に引落します。当社指定口座への振込の場合、次月分を当月25日(但し、休日の場合は翌営業日)までに次月分の請求金額を支払うものとします。その他の費用は、原則として当月分の請求金額を次月に引落しまたは振込みいただきます。
敷金	無・有( 円、家賃相当額の か月分)
前払金 (介護費用の前払金を 除く。)	前払金プラン1:3,600,000 円 前払金プラン2: 7,200,000円 ※対象:要介護1以上
想定居住期間又は 償却期間	5年(60ヶ月)
算定の基礎(内訳)	・内訳:オーナーに支払う地代家賃等を基礎に算定(施設利用費) ・算定根拠:前払金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営指導指針及び事務連絡(平成24年3月16日付)で示された以下の算式に基づき算定します。 (1ヶ月分の家賃等の額)×(想定居住期間60ヶ月)+(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて有料老人ホームの設置者が受領する額)
解約時の返還金 (算 定方法等)	・入居者の入居後、3月が経過し、償却期間が経過するまでの間に契約が解除等された場合 (前払金-初期償却額)÷(償却期間)×(償却期間-経過月数) ただし、入退去月は1ヶ月30日として日割り計算いたします。 【詳細は有料老人ホーム入居契約書第37条参照】 ・入居日から3月以内に契約解除がなされた場合 入居日から3月以内に契約解除がなされた場合 入居日から3月以内において、入居者からの解約の申し出がなされた場合は、居室明渡し日までのホームの利用の対価として、日割り計算(いずれの月も30日で計算)に基づく月額利用料、その他実費及び原状回復費用を事業者に支払うことで契約を終了できるものとします。事業者は当該費用の支払い及び居室の明渡しを受けた後3ヶ月以内に、受領済みの前払金の全額を無利息で入居者に返還することとします。

		の対象となら	無・有			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
		額の有無	(前払金プラン	1:1,080	), 000円	前払金プ	ラン2:2 	2, 160, 000	円)
介章		償却の開始日    用の前払金	入居日						
<i>)</i>	受貝/	口(2)日(1)日並	F	円 ~	F	円			
	算定	の基礎(内訳)							
		時の返還金 (算 法等)							
		の対象となら 額の有無	無·有(		円)				
	初期	償却の開始日							
月智	額利力	用料	前払金プラン	1:235,2	200円 前	払金プラ	> 2:175	5,200円	
	年齢 設定	に応じた金額	無・有						
		護状態に応じ :額設定	無・有						
						内	訳		
			月額利用料	管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その 他
		料金プラン <b>※</b> 10	前払金プラン1 235, 200円	117, 700		36, 300		81, 200	
			前払金プラン2 175, 200円	117, 700		36, 300		21, 200	
			管理費					水道光熱費 〔管理共益	
			介護費用						
	算定根拠 ※11		食費	朝食289円 昼食402円 夕食519円 ※各食軽減税率適り 欠食の場合は基本的に3日前に申し出ること					率適用
			光熱水費		の電気、			一つこと	(管理
			家賃相当額	建物所有者への支払い家賃等を基準とし、当社における退去率と一定期間の空室発生率や居室一部屋に付帯する共有施設等を含む販売管理費、原状回復					
				費等を勘	案し、長		って安定	的な経営	
			その他						
	月額利用料に含まれな い実費負担等 ※12		添付書類「介護サ	ー ービス等	の一覧表	ここによる	ものとす	·る	

## 特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1割の場合/2割の場合/3割の場合)
要介護1	171, 380 円	17, 138 円/34, 276 円/51, 414 円
要介護 2	192, 565 円	19,257 円/38,513 円/57,770 円
要介護3	214,699 円	21,470 円/42,940 円/64,410 円
要介護4	235, 252 円	23,526 円/47,051 円/70,576 円
要介護 5	257,070 円	25,707 円/51,414 円/77,121 円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無減算型・基準型退院・退所時連携加算無・ 有	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
入居継続支援加算   無 ・ 有	
生活機能向上連携加算 無 · 有	
若年性認知症入居者受入加算無・有	
科学的介護推進体制加算 無 · 有	
協力医療機関連携加算 無・ 有	
退居時情報提供加算 無・ 有	
口腔・栄養スクリーニング加算 無・ 有	
(田川松公司(宮田) 年 ) 五 [ ]	
個別機能訓練加算   無 ・ <u>有</u>   <u>II</u>	
夜間看護体制加算無・ 有	
夜間看護体制加算   無・  有	
看取り介護加算無・ 有	
「日取り川護加昇   無 「日」	
初知党専門をZ加管 (I)	
認知症専門ケア加算   <u>無</u> ・ 有   <u>(</u> II)	
(I)	
サービス提供体制強化加算 無・ 有 (Ⅱ)	
(III)	
○	
介護職員等処遇改善加算   無 ・   有   <del> </del>	

介護保険に係る利用料 ※13

(適用を受ける場合は 、市区町村から交付さ れる「介護保険負担割 合証」に記載された利 用者負担の割合に応じ た額)

## 介護予防特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1割の場合/2割の場合/3割の場合)
要支援1	57,864 円	5,787 円/11,573 円/17,360 円
要支援 2	98, 970 円	9,897 円/19,794 円/29,691 円

## 各種加算の状況

1220001	
身体拘束廃止取組の有無	減算型・基準型
生活機能向上連携加算	無・有
若年性認知症入居者受入加算	無・有
科学的介護推進体制加算	無·有
協力医療機関連携加算	無・有
退居時情報提供加算	無・ 有
口腔・栄養スクリーニング加算	無・有
個別機能訓練加算	無・匍
認知症専門ケア加算	無 · 有 (I)
脳和延号門グノ加昇 	<b>無</b> ・ 有 <del>  (Ⅱ)</del>

		(I)
サービス提供体制強化加算	無・有	$(\Pi)$
		(Ⅲ)
介護職員等処遇改善加算	無・有	I
月邊職員等处國以普加昇	無り	$\Pi$

# (3) 月払い方式

( )	) )	日払い万式							
費月	月のう	支払方法 ※9	指定口座からの引き落としの場合、施設利用費及び管理共益費の支払いについては、次月分の請求金額を当月27日(但し、休日の場合は翌営業日)に引落します。当社指定口座への振込の場合、次月分を当月25日(但し、休日の場合は翌営業日)までに次月分の請求金額を支払うものとします。その他の費用は、原則として当月分の請求金額を次月に引落しまたは振込みいただきます。						
敷金	È		無・有(	F.	1、家賃相	目当額の	か月分	)	
月客	頁利月	用料	295, 200円						
	年齢 設定	に応じた金額 こ	無·有						
		護状態に応じ :額設定	無·有						
						内	訳		
		関奏プニン	月額利用料	管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他
		料金プラン <b>※</b> 10	前払金0円プラン 295, 200	117, 700		36, 300		141, 200	*
			管理費	施設運営に関わる維持・管理費、水道光熱費、厨房管理費、本社管理部門人件費等(管理共益費)					
			介護費用						
			厨房業者に支払う食材費を基礎に算定 食事単価 食費 朝食289円 昼食402円 夕食519円 ※各食軽減税率適用 欠食の場合は基本的に3日前に申し出ること				税率適用		
		算定根拠 ※11	光熱水費	施設全体 益費に含		水道、ガ	ス代を基	礎に算定	(管理共
建物所有者への支払い家賃等を基準とし、 る退去率と一定期間の空室発生率や居室一 家賃相当額 帯する共有施設等を含む販売管理費、原状 勘案し、長期にわたって安定的な経営が出 しています。(施設利用費)				居室一部 、原状回	屋に付 復費等を				
			その他	※自立生活サポート費198,000円/月(自立者のみ徴収)巡回、健康管理、生活指導、服薬管理、夜間コール対応等 上記月額利用料に合計されていません					
	月額利用料に含まれな 【自立・要支援・要介護】 い実費負担等 ※12 添付書類「介護サービス等の一覧表」によるものとする								
			•						

特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例) 区 分 月 額 利用者負担額(1割の場合/2割の場合/3割の場合)

要介護1 171,380 円 17, 138 円/34, 276 円/51, 414 円 192,565 円 要介護2 19,257 円/38,513 円/57,770 円 要介護3 214,699 円 21,470 円/42,940 円/64,410 円 要介護4 235, 252 円 23,526 円/47,051 円/70,576 円 要介護5 257,070 円 25,707 円/51,414 円/77,121 円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	減算型・基準型
退院・退所時連携加算	無·有
入居継続支援加算	無・有
生活機能向上連携加算	無・有
若年性認知症入居者受入加算	無・有
科学的介護推進体制加算	無・有
協力医療機関連携加算	無・有
退居時情報提供加算	無・有
口腔・栄養スクリーニング加算	無・有
個別機能訓練加算	無・有
	無 II
夜間看護体制加算	無・有
	無・ 南
看取り介護加算	無・有
有収り月暖加昇	
   認知症専門ケア加算	無 · 有 (I)
	(I)
サービス提供体制強化加算	無 ・ 有 (Ⅱ)
	$({\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I})$
介護職員等処遇改善加算	無 · 盾 <u>I</u>
月陵城县守处地以普加昇	無・自■■

介護保険に係る利用料 **※**13

(適用を受ける場合は 、市区町村から交付さ れる「介護保険負担割 合証」に記載された利 用者負担の割合に応じ た額)

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1割の場合/2割の場合/3割の場合)
要支援1	57,864 円	5,787 円/11,573 円/17,360 円
要支援 2	98,970 円	9,897 円/19,794 円/29,691 円

各種加算の状況

1 (E/)(F)(F)(F)(F)(F)(F)(F)(F)(F)(F)(F)(F)(F)	
身体拘束廃止取組の有無	減算型・基準型
生活機能向上連携加算	無・有
若年性認知症入居者受入加算	無・有
科学的介護推進体制加算	無・ 有
協力医療機関連携加算	無・有
退居時情報提供加算	無・有
口腔・栄養スクリーニング加算	無・有
個別機能訓練加算	無・
認知症専門ケア加算	無 · 有 (I)
祕州延守门ケノ加昇	(Ⅱ)

サービス提供体制強化加算	無·有	(I)
		(Ⅲ)
介護職員等処遇改善加算	無・有	I
71 IZ 1775 (47 5) C 31 C 31 C 31	7	Ш

#### (4) 共通事項

	費用の改定にあたっては、施設が所在する地域の自治体が発表
改定ルール(勘案する要素及び	する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見
改定手続等)	を聴いた上で改定するものとします。改定にあたっては、事業
	者は入居者又は身元引受人等へ事前に通知します。
並れるの返還会の保入批果	無・有 保全措置の内容(りそな銀行)
前払金の返還金の保全措置	無の場合の理由( )
サービスの提供に伴う事故等	無 去 去の担人の旧吟女(人港/口吟 社人短礼事学者
が発生した場合の損害賠償保	無・「有」有の場合の保険名(介護保険・社会福祉事業者
険等への加入	総合保険:あいおいニッセイ同和損保)
消費税の対象外とする利用料	並打 A 字传和业婚(按到利用弗)
等	前払金、家賃相当額(施設利用費)
短期利用の設定 (短期利用特定	一 オー・ オの担人は
施設入居者生活介護の届出が	無・有有の場合は
ある)	別添短期利用のサービス等の概要 参照

- ※7 消費税を含む総額表示とすること。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、協力医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

#### 4 サービスの内容

#### (1) 全体の方針

私たちは、入居者・家族・地域の方々・職員の幸せのため、何をすべきか、何ができるかを考え行動すること、これを原点に介護事業に取り組んでいます。心を込めてお一人おひとりに向き合い寄り添うこと、それが何より重要と考えます。人と人との関わりを大切にし、そこから学び、互いに教え合い、穏やかで温もり溢れる日々をお過ごしいただけるよう、務めてまいります。		
	運営に関する方針	せのため、何をすべきか、何ができるかを考え行動すること、これを原点に介護事業に取り組んでいます。心を込めてお一人おひとりに向き合い寄り添うこと、それが何より重要と考えます。人と人との関わりを大切にし、そこから学び、互いに教え合い、穏やかで温もり溢れる日々をお過ごし

サービスの提供内容に関する特色	ホームでの生活は、入居者が居室に篭ることなく、他の入居者との接点を提供し、自然に入居者同士のコミュニティが出来るように関わって参ります。また、入居者が出来ることはご自分で、出来ないことを職員や他の入居者が支え合うことで、身体レベル等の維持・向上を目指し、入居者がホームで過ごす日々を楽しんで頂けるよう、入居者の生活全般のサポートを行って参ります。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし

## (2) 介護サービスの内容

(2) 介護サービスの内谷			
月額利用料(介護費用、光熱 水費、家賃相当額を除く)に	管理費	共有施設の維持管理、フロント業務、管理入居相談業 務(管理共益費)	
含まれるサービスの内容・頻	食 費	朝、昼、夕食	
度等	その他	介護サービス等の一覧による	
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添	介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費 負担の必要なサービスとその 利用料	別添	介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14		-ビス委託 シップヘルスケアフード株式会社 夕食及びおやつ(行事食等含む)の調理、提供、配膳	
連絡先等) ※15	本社 介 リアン 電話:04 神奈川県 電話:04 横須話:04 「横須賀	:木下の介護 - 護ご意見110番 0120-100-537 - 一ヴ横須賀 担当者:森下 博行 46-827-6201 FAX:046-828-3270 基国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 45-329-3447 「福祉部介護保険課給付係 46-822-8253 電市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ」	
事故発生時の対応(医療機関等との連携、家族等への連絡		○心身状況に異変その他緊急事態が生じた時は、医師又 ※療機関に連絡の上、応急処置、協力医療機関への搬送	
方法・説明等)		な、もしくは119番通報による医療機関への搬送等を行	
- 10 -			

	行うなどの	適正な対応を行い	連絡をとり、事故の内容の説明を ます。事故については、再発防止 防対策を講じます。		
事故発生の防止のための指針					
損害賠償(対応方針及び損害 保険契約の概要等)	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者の生命、 身体財産に損害が生じた場合、当社に過失が認められるものに ついては速やかに損害賠償の手配を行い、誠意をもって対応し ます。ただし、地震・津波等の天災、戦争・暴動や入居者の故 意によるもの等は除きます。				
緊急やむを得ず身体的拘束等 を行う場合の手続き	「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件について検討した 上で、身体拘束を必要と判断した場合には、身元引受人等に説 明し同意を書面で得た上で実施します。尚、実施中の経過の記 録をし、再検討をして早期の拘束解除を目指します。				
衛生管理	水について ものとする。 事業所に しないよう	、衛生的な管理に。 おいて、感染症が に介護職員その他	器その他の設備又は飲用に供する 努め、衛生上必要な措置を講じる 発生しないように、又は、まん延 の従業者に対し、感染症及び食中 ための研修を定期的に実施する。		
(公社)全国有料老人ホーム 協会及び同協会の入居者基金 制度への加入状況			<ul><li>・有</li></ul>		
利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握す	有	実施日 結果の開示	2024年12月1日 無・ <b>有</b>		
る取組の状況	無	,			
		実施日			
第三者による評価の実施状況	有	評価機関名称			
		結果の開示	無·有		
	無	,			

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(公社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入する。

# 5 介護を行う場所等

	護時(認知症を含む。) 護を行う場所	入居している居室で介護する。
入居後に居室又	居室から一時介護室 へ移る場合(判断基準 ・手続、追加費用の要 否、居室利用権の取扱 い等)	なし
居後に居室又は施設を住み替える場合	従前の居室から別の 居室へ住み替える場 合 (同上)	より適切な介護サービスの提供の必要性等、介護上等の理由、その他やむを得ない事由が生じた場合、主治医の意見を聞き、一定の観察期間を設けた上で、事業者より入居者及び身元引受人へ説明、同意の上、同意書を交わし、居室を変更できるものとします。また、入居者及び身元引受人は居室移動願いを提出し、事業者の承諾を得ることで居室を移動できるものとします。居室を変更した場合、変更前の居室の利用権は変更後の居室に移るものとし、変更前の居室の利用権は消滅するものとします。
	提携ホームへ住み替 える場合(同上)	当社が運営する施設への住み替えは可能です。手続き等については、上記「従前の居室から別の居室へ住み替える場合」に準ずるものとします

## 6 医療

	名称	横須賀南クリニック
	診療科目	内科
協力医療機関(又は嘱託	所在地	神奈川県横須賀市根岸町1-9-9 1階
医)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	約3km、車で約12分
	協力内容	訪問診療、往診、24時間オンコール体制による医療サービスの提供、緊急時対応のアドバイス、健康相談
	名称	
	診療科目	
協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	所在地	
	距離及び所要時間	
	協力内容	
	名称	医療法人社団 桜風会 古屋歯科医院
協力歯科医療機関(又は嘱	所在地	神奈川県横須賀市舟倉1-14-5
託医)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	約5km 車で約20分
	協力内容	定期歯科往診

入居者が医療を要する場合の対応 (入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)

- ・ 原則、協力医療機関での受診とするが、かかりつけ医がある 場合には、そちらにする事も出来る。
- 認、医師の判断、医療機関・ 医療費用の負担については利用者負担とする。

の選定、費用負担、長期に 長期入院を要する利用者がある場合には、施設利用費、管理共益 入院する場合の対応等) 費の支払いにより居室利用状況を継続する事が出来る。

## 7 入居状況等 (年 月 日現在)

入居者数及び定員		人(定員	40人)				
	性別	男 性	人、ち	丈 性	人		
入居者内訳	介護の 要否別	自 立 要 (内訳) 要 支 (内訳) 要 支 (大認定	要支援 2		人人人人人人人人		
平均年齢		歳(男性	歳、	女性	歳)		
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等) 年1回 (議題) 施設運営状況の報告/事故報告に関する報告 感染症対策や災害時の備蓄等について							

(注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定 される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

#### 8 職員体制

(1) 職種別の職員数等

				常勤換算	後の	夜間勤務職員数	備考
		職員数	Ţ	人数	うち自立対応	( 時~翌 時) (最少人数)	(資格・委託等)
	管理者	(	)				
	生活相談員	(	)				
	直接処遇職員	(	)				
	介護職員	(	)				
2)/2	看護職員	(	)				
従	機能訓練指導員	(	)				
業	理学療法士	(	)				
者の	作業療法士	(	)				
内	その他	(	)				
訳	計画作成担当者	(	)				
E/C	医師	(	)	] /	/		
	栄養士	(	)	] /			
	調理員	(	)				
	事務職員	(	)	] /			
	その他職員	(	)	] /			
	合 計	(	)	<u>/</u>			

- 注1)職員数欄の()内は、非常勤職員数を内数で記入する。
  - 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入する。
  - 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数 に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入する。
  - 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入する。

## (2)職員の状況

(2) 1905 17100										
	兼務			1 あり 2 なし						
<b>公田</b>			1 あ	1 あり						
管理者	兼務に 資料	C係る 各等		資格等	の名称					
			2 7	こし						
	看護	職員	介護職員		生活木	目談員	機能調			乍成担 者
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の 採用者数	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の 退職者数	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0

数に応じた職員の人に業務に従事した経験	1年未満 1年以上 3年未満 3年以上 5年未満 5年以上 10年未満										
数年	10年以上										
従	業者の健康	診断の銅	<b></b> 尾施状沉	1	1 \$	っり	2 7	なし			
従業者の秘密保持					人等の 従業 はその くなっ	達者は、 ②秘密を受けるである。 ②なまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	保持する った者! 秘密を! おいて	る。 に、業務 保持させ もこれら	8上知り せるため っの秘密	得た利 、従業 を保持	用者又 者でな するべ
従業者の研修					の機会 体制を ①	fは、従 を次の :整備す )採用時 )継続の	とおり る。 研修 扌	設けるも 采用後 3	かとし	、また	

## ○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること。)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	8.6	7. 6	8. 1
要介護者の人数	26.8	27. 7	28.8
指定基準上の直接処遇職員の 人数 ※16	10	10	11
配置している直接処遇職員の 人数 ※17	18. 3	19. 3	
要支援者・要介護者の合計数人 に対する配置直接処遇職員の 人数の割合	1.6:1	1.5:1	:
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時	間 40時間で除	して算出
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番 日勤 遅番 夜勤	7:00 ~ 16:0 9:00 ~ 18:0 12:00 ~ 21:0 16:00 ~翌10:0	0

- ※16 常勤換算後の人数を記入する。
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

## ○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人(	人)	介護職員実務者研修修了者	人 (	人)
介護福祉士	人(	人)	介護職員初任者研修修了者	人 (	人)
介護支援専門員	人(	人)	認知症介護基礎研修修了者	人(	人)
資格なし	人(	人)			

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して 記入する。他の資格を持っている職員を()) に外数で記入する。
- 注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

#### 9 入退居等

9 人退居寺	
入居者の条件(年齢、心身	
の状況(自立・要支援・要	概ね65歳以上で、自立・要支援若しくは要介護の状態の方
介護)等)	
身元引受人等の条件及び義務等	【連帯保証人】 入居者は連帯保証人を定めるものとします。 ・連帯保証人は、入居契約の履行及び入居契約書に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うものとします。 ・連帯保証人の負担は、入居契約書の主表に記載する極度額を限度とします。 ・連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者が死亡したときに確定するものとします。ただし事業者は、当該確定前であっても債務の支払いを求めることができます。 【身元引受人】 入居者は身元引受人を定めるものとします。 ・身元引受人は、事業者と相談の上、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。 ・事業者は入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。 ・事業者は、入居者が要支援又は要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。 (上記は主な内容であるため、詳細は入居契約書第40条「連帯保
4.江口芸豆仏艺の立ましまし	証人」及び第41条「身元引受人」を参照下さい)
生活保護受給者の受入れ対応	
施設又は入居者が入居契	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
約を解除する場合の事由	事業者は、入居者が以下のいずれかに該当し、かつ、そのことが
及び手続等 ※19	本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著し

く困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。

- ・入居申込書等に虚偽の事実を記載する等の不正手段により入居したとき
- ・月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3ヶ月遅滞するとき
- ・事業者が規定する禁止又は制限される行為に違反したとき
- ・入居者の行動が、他の入居者及びその関係者又は従業員の心身に危害を及ぼし、又は、危害を受ける切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法では これを防止することができないとき
- ・入居者等による事業者の従業員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に 重大な支障が及んだとき

(上記内容は概要であるため、詳細は入居契約書33条「事業者からの契約解除」を参照下さい)

#### 【入居者からの契約解除】

入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れ を行なうことにより、本契約を解約することができます。解約の 申し入れは事業者の定める届出書を甲に提出するものとします。

- 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合に は、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して 30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。
- 3 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当 した場合には、前2項の規定に関わらず、催告することなく、本契 約を解約することができます。
  - 一 第53条(反社会的勢力の排除)の各号の確約に反する事実 が判明したとき
  - 二 本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

		き				
		自宅等		1人		
		社会福祉施設		5人		
	退居先別の人数	医療機関		1人		
		死亡者		9人		
退居者の状況前年度におけ		その他		人		
居貴	生前解約の状況			人		
「のお		施設側の申し出	(解約事由の例)			
退居者の状況即年度における			なし			
				7人		
		1 日本伽の由1 川	(解約事由の例)			
		入居者側の申し出	特養やグループホームへ移動			
			自宅への復帰・長期入院加療			
<b>休殿 7 民</b> (	の期間及び費用	体験入居費用:14,	400円/泊	·		
角担等	77カ門及い負用	体験入居期間:7泊8日以上2週間まで				
負担等						

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正

|備考:夕・朝食付き(2泊以上の利用で昼食無料)

確に記入する。

#### 10 情報開示

入居希 望者 舎 への開示 報開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公	開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公	開(閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公	開( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公	開(閲覧・写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公	開(閲覧・写し交付)	2 非公開

※20 市指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なく とも閲覧であることに留意すること。

## 11 その他

有料老人ホーム設 置時の老人福祉法 第29条第1項に規 定する届出	<ul><li>1 あり 2 なし</li><li>3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出不要</li></ul>
高齢者の居住の安 定確保に関する法 律第5条第1項に 規定するサービス 付き高齢者向け住 宅の登録	1 あり 2 なし

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ。)

別添3「横須賀市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム兼(介護予防)特定施設入居者生活介護重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム兼(介護予防) 特定施設入居者生活介護重要事項説明書の内容の説明を受け、これに同意をし、交付を受けま した。

年 月 日 署 名

# 介護サービス等の一覧表

リアンレーヴ横須賀

	自立		要支援		要介護	
介護を行う場所	介護居室		介護居室		介護居室	
	一時金及び月額利用 料に含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付、一時 金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付、一時 金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス
介護サービス						
1. 巡回						
・昼間 9時~17時	_	_	3時間に1回	_	3時間に1回	_
・夜間 17時~9時	2回	_	3時間に1回		3時間に1回	_
2. 食事介助	_	_	_	_	必要時適宜	_
3. 排泄						
・排泄介助	_	_	_	_	必要時適宜	_
・おむつ交換	_	_	_	_	必要時適宜	_
・おむつ代	_	実費負担	_	実費負担	_	実費負担
4. 入浴等						
・清拭 ※1	体調不良時適宜	_	必要時適宜	_	必要時適宜	_
・巡視 (安全確認)	0	_	_	_	_	_
・見守り入浴	必要時適宜	_	2回/週 身体状況等により	週3回目以降 880円/回	_	_
・一般浴介助	_	_	見守り又は一般浴 介助	_	2回/週 身体状況等により	週3回目以降 1,650円/回
・特浴介助	_	_	_	_	一般浴又は特浴介 助	週3回目以降 2,200円/回
5. 身辺介助						
・体位交換	_	_	_	_	必要時適宜	_
・居室からの移動	体調不良時適宜	_	必要時適宜		必要時適宜	_
・衣類の着脱	_	_	_		必要時適宜	_
・身だしなみ介助	_	_	_	_	_	_
6.機能訓練	0	_	0	_	0	_
7. 通院介助						
・協力医療機関	0	_	0	_	0	_
·協力医療機関以外 ※交通費実費	_	3,300円/30分	_	1,650円/30分	_	1,650円/30分
8. 緊急対応						
・ナースコール	0	_	0	_	0	_
・緊急搬送時対応	0	_	0	_	0	_

※金額表記は全て(税抜)表記です。

※1体調不良等により、長期入浴が出来ない場合は入浴提供回数と同じ週2回、その他失禁等による臨時対応は適宜提供します。

	自	M.	要支援		要介護	
介護を行う場所	介護居室		介護居室		介護居室	
	一時金及び月額利用 料に含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付、一時 金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付、一時 金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス
生活サービス						
1. 家事						
・清掃※2	1回/週	週2回目以降 1,320円/回	1回/週	週2回目以降 1,320円/回	1回/週	週2回目以降 1,320円/回
・洗濯※3	1回/週	週2回目以降 1,320円/回	2回/週	週3回目以降 1,320円/回	2回/週	週3回目以降 1,320円/回
・クリーニング	_	実費	_	実費	_	実費
・リネン交換※4	1回/週	1,320円/回	1回/週	_	1回/週	_
・寝具レンタル	_	1,650円/月	_	1,650円/月	_	1,650円/月
(布団・枕・ベッドパット)						
・リネンレンタル	_	1,100円/月	_	1,100円/月	_	1,100円/月
(シーツ・布団カバー、枕カバー)						
・ゴミ回収	0	粗大ごみ等実費	0	粗大ごみ等実費	0	粗大ごみ等実費
2. 居室配膳下膳	体調不良時適宜	330円/回	体調不良時適宜	330円/回	体調不良時適宜	330円/回
		入居者様都合の場合		入居者様都合の場合		入居者様都合の場合
3. 理美容	_	実費	_	実費	_	実費
4. 代行						
・買物(施設指定)※	1回/週	_	1回/週	週2回目以降	1回/週	週2回目以降
5  ・買物 (要予約) ※	111/ 23	1 (500 /20/)	111/12	660円/回	10/2	660円/回
6 7 0 14 T/4 t	_	1,650円/30分	_	1,650円/30分	_	1,650円/30分
・その他手続き		_			_	
健康管理サービス						
・健康診断 (機会の提供)	_	年2回(実費)	_	年2回(実費)	_	年2回(実費)
• 健康相談	0	_	0	_	0	_
• 生活相談	0	_	0	_	0	_
・医師の往診	_	医療保険適用範 囲外の費用は実 費	_	医療保険適用範 囲外の費用は実 費	_	医療保険適用範 囲外の費用は実 費
・バイタルチェック	必要時適宜	_	必要時適宜	_	必要時適宜	_
• 服薬管理	0	_	0	_	0	_
その他サービス						
<ul><li>郵便物、宅配便</li></ul>	0	_	0	_	0	_
・クリーニング等の 取次ぎ	0	_	0	_	0	_
・送迎・移送	_	_	_	_	_	_
・外出介助※7	_	_	_	1,650円/30分	_	1,650円/30分
・レクリエーション	0	イベント費・材 料費等実費	0	イベント費・材 料費等実費	0	イベント費・材 料費等実費

※金額表記は全て(税込)表記です。

- ※2 1回20分程度にて可能な範囲
- ※3 洗濯・乾燥・たたみをセットにて居室までお持ちして、必要に応じ収納します。
- ※4 失禁等により交換の必要が発生した場合は適宜対応いたします。
- ※5 施設指定日に指定場所にて購入できるものに限ります。
- ※6 スタッフの状況によりお受けできない場合がございます。
- ※7 交通費実費が別途かかります。

別添3 作成年月日 年 月 日

#### 横須賀市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合•不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置·改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	□ 個室ではない(相部屋がある)。 □ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)な □ 界壁で区分されていない。 □ 地下に居室がある。 □ 出入口が空地、廊下又は広間に直接面していない。	
2	食堂	有	適合	□ 手指を洗浄する設備がない。	
3	浴室	有	不適合	<ul><li>□ 手すりがない。</li><li>■ スロープがない。</li><li>■ 浴槽用リフトがない。</li><li>(要介護者等を入居対象とする場合)</li><li>□ 介護浴槽(機械浴等)を設けていない。</li></ul>	浴槽の出入りには、複数名の 介護職員にて対応。 リフトではなく機械浴を利用い ただく。
4	便所	有	不適合	□ 居室内未設置又は居室の近くにない。 ■ 常夜灯がない。 □ 手すりがない。 ■ 共用使用の便所が男女別に整備されていない。	各居室にトイレが設置されている為、そちらを主に利用いただいております。
5	洗面設備	有	適合	□ 居室内未設置又は居室の近くにない。 □ 車椅子使用者に対応していない。 □ 手すり等がない。 □ 洗剤等を保管する設備がない。	
6	医務室 (健康管理室)	有	適合	<ul><li>□ 医薬品等を錠付ロッカーなどで管理していない。</li><li>(介護付有料老人ホームの場合)</li><li>□ 医務室(又は健康管理室)を設置していない。</li></ul>	
7	談話室	有			
8	面談室	有			
9	汚物処理室	有	適合	□ 居室のある階ごとに設置していない	
10	看護·介護職員室	有	適合	(介護付有料老人ホームの場合) □ 居室のある階ごとに設置していない。 □ 談話室や廊下等を見通すことができる形状となっていない。	
11	エレベーター	有	適合	<ul><li>□ ストレッチャーを収納できない。</li><li>□ 手すり等がない。</li></ul>	
12	スプリンクラー	有			
13	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所) □ 居室 □ 一時介護室 □ 浴室 □ 脱衣室 □ 便所 □ エレベーター	
14	廊下		適合	□ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 □ 手すり等がない。 □ 両側に手すりがない。 □ 連続して手すりが設けられていない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
15	居室等の出入口		適合	□ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他(	上記項日以外	トの主な指針マ	不谪合事項)
------	--------	---------	--------

例(夜間対応職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)